

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、高松港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和3年8月27日

高松港港湾管理者 香川県

代表者 香川県知事 浜 田 恵 造

1 港湾計画の変更の概要

令和2年10月30日香川県公告（高松港港湾計画の変更の概要）によりその概要を公示した高松港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画（廃止）

| 地区名 | 港湾施設（諸元） |
|-----|-------------------------------|
| 朝 日 | 岸壁（水深4.5メートル、2バース、延長229メートル） |
| | 埠頭用地（1ヘクタール、荷さばき施設用地及び保管施設用地） |

(2) 専用埠頭計画（廃止）

| 地区名 | 港湾施設（諸元） |
|-----|---------------------|
| 朝 日 | ドルフィン（水深5メートル、4バース） |

(3) 水域施設計画（廃止）

| 地区名 | 港湾施設（諸元） |
|-----|---------------|
| 朝 日 | 泊地（水深5メートル） |
| | 泊地（水深4.5メートル） |

(4) 土地造成計画（変更）

| 地区名 | 面積（ヘクタール） | 用途 |
|-----|-----------|------|
| 朝 日 | 1 | 埠頭用地 |
| | 2 | 工業用地 |

(5) 土地利用計画（変更）

| 地区名 | 面積（ヘクタール） | 用途 |
|-----|-----------|------|
| 朝 日 | 29 | 埠頭用地 |
| | 79 | 工業用地 |

(6) その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項（追加）

廃棄物の処分用地を確保するため、朝日地区の2ヘクタールの土地造成において、浚渫土砂等17万立方メートルの廃棄物の処理を計画する。

2 港湾計画の縦覧の場所

高松市番町4丁目1番10号 香川県土木部港湾課